

第二十七回国会 参議院大蔵委員会会議録 第二一号

昭和三十三年十一月五日(火曜日)午後一時二十八分開会

委員の異動

十一月一日委員吉野信次君辞任につき、その補欠として山本米治君を議長において指名した。
本日委員左藤義詮君辞任につき、その補欠として森田豊壽君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 豊田 雅孝君
- 理事 木内 四郎君
- 西川 甚五郎君
- 江田 三郎君
- 平林 剛君
- 天坊 裕彦君

委員

- 木暮武太夫君
- 土田国太郎君
- 吉米地英俊君
- 増原 恵吉君
- 山本 米治君
- 栗山 良夫君
- 椿 繁夫君
- 野溝 勝君
- 杉山 昌作君
- 前田 久吉君

政府委員

- 大蔵政務次官 白井 勇君
- 大蔵省主税局長 原 純夫君
- 大蔵省為替局長 石田 正君

事務局側
常任委員 大村常次郎君
会専門員

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○租税及び金融等に關する調査の件(たばこ専売法改正問題に關する件)

○委員長(豊田雅孝君) これより委員会を開きます。

議事に入るに先だつて、委員の異動について御報告いたします。

十一月一日付をもって委員吉野信次君が辞任せられ、その補欠として山本米治君が委員に選任されました。なお、本日付をもって左藤義詮君が辞任せられ、その補欠として森田豊壽君が委員に選任せられました。

○委員長(豊田雅孝君) 本日は、まず租税特別措置法等の一部を改正する法律案

さらに、設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案

以上いずれも予備審査の二法案を便宜一括議題といたしました。政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(白井勇君) ただいま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び法案の概要を御説明いたします。

最初に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における国際収支の状況にかえりみまして、過般来金融引締措置等を中心とするいわゆる緊急総合対策をとって参りましたが、わが国経済の発展をはかるためには、これら引き締め措置等と併行して、積極的に国際収支を改善することが必要と考えられますので、この際、その一環として、輸出の振興と貯蓄の増強にそなうため、租税特別措置法及び国民貯蓄組合法の一部を改正することとした次第であります。

法案の内容について申し上げます。まず、租税特別措置法の一部改正は、臨時の輸出振興措置として、現行輸出所得の特別控除制度を拡充するものであります。

すなわち、本年八月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの輸出取引が一定の基準輸出金額をこえます場合には、そのこえる部分に對しましては、特に現行制度以上に割増控除を行うこととしております。

現行の輸出所得の特別控除制度におきましては、輸出取引を行いますと、その収入金額の三〇(商社の場合は一〇、プラント輸出の場合は五〇)という取引基準と、その輸出所得金額の八十〇という所得基準とのいずれか少い金額を所得から控除し、所得税または法人税の軽減を行うこととされておりますが、今後は、一定の基準輸出金額、すなわち、前年の輸出実績の二分の一相当額をこえる輸出取引につきましては、右の取引基準を五割増したところの金額と輸出所得金額の全額とのいずれか少い金額を所得から控除することとしております。

なお、この特例は、本年八月一日以後の輸出取引について適用することとしておりますので、八月一日からこの改正法律施行の日までに終了した事業年度分の法人税につきまして、この法律施行の日から二カ月以内に変更の請求をして、税金の還付を受けることができることとしたしております。

次に、国民貯蓄組合法の一部改正は、国民貯蓄組合のあっせんによる預貯金でその利子または利益について所得税を課さないこととしております。その元本の限度額を現在の二十万円から三十万円に引き上げることとしております。

なお、この非課税限度額の引き上げは、郵便貯金の受入限度額の引き上げと同じく、本年十二月一日から実施することとしたしております。

最後に、設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

設備等輸出為替損失補償法は、設備等を本邦から輸出する者が外国為替相場の変更に伴って受けまする損失を、政府が補償する制度を確立することにより、設備等輸出の促進をはかることを目的としたものであります。が、

わが国の設備等輸出増大の実情にかんがみまして、この際政府が締結し得る補償契約の総額の限度を引き上げる必要があることを認められますので、現在の二百億円の限度を四百五十億円にすることとしたいたしました。

以上が租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案の提案の理由及び法案の概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいませうお願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、事務局より補足説明を聴取いたします。

○政府委員(原純夫君) 御説明申し上げます。お願いいたしております法律案には事柄が二つ入っております。一つは輸出所得の特別控除を拡充するということとあります。もう一つは国民貯蓄組合法の一部を改正いたしました。国民貯蓄組合預金について所得税を課さない限度額、現在二十万円でありましたものを三十万円にする、この二つであります。

ただいま提案理由で申し上げましたように、緊急総合対策というより一連の措置をとる事態になったのに即応いたしました。一番きき目の多いといえますか、大事な輸出面における税制上の考慮を特に一段と進めたいということから、前段のことが行われることになつており、貯蓄の増強、経済を中

に上ることに相なりまして、二百億円の限度から申しますならば五十億円だけ残っておる、かような状況でございます。この五十億円でもってこれかちやって参りますというところにつきましては非常に手狭に感ぜられますので、この際限度の拡張をいたしたい。今回の改正法案におきましては、二百億円を二百五十億円増しまして四百五十億円となるわけでございますが、これからの運用上の問題からいいますと、先ほど申しましたように五十億円はまだ余りがございまして、この改正が御審議の結果お認め願えますれば、これからあと三百億円でもっていかかような結果に相なる次第でございます。

なお、この機会に、従来どういふ品物がこの補償契約の対象になったかというところを申し上げますと、一番大きなものは繊維機械でございます。大体五十一億円で三分の一が繊維機械ということになります。そのほかの大きなものとしていたしましては、車両が二十三億円、それからクレーンが二十七億円ということでございます。この二つでもって大体五十億円、三分の一を占めておる。そのほかの物資でもって残りの三分の一、こういうふうな大体勘定に相なるかと思っております。それから、どういふ国に輸出されておるかというところでございますが、従来の実績におきまして一番大きいのはパキスタンでございます。これが四十六億円ばかりに相なっております。それからそれに引き続きまして大きいのはインドの三十四億円、まあ三十五億円に近い数字になっております。端数

がございまして、それからアルゼンチンに對しまして二十三億円、こういうふうなものがございます。そのほかビルマとかイランとかカリベリアとかタイとか、そういうふうな各地に設備そのものが行つておる、かような状況でございます。大体法案を改正いたします趣旨及び過去の実績につきまして一応概略申し上げまして御審議に資したいと思つ次第でございます。

○委員長(豊田雅孝君) それではただいま説明を聴取いたしました二法案を、一括議題といたしまして、質疑を行います。別に御発言もなければ、両案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(豊田雅孝君) この際、お諮りいたしたいことがございまして、去る六月二十八日、本委員会におきまして、杉山委員その他の御提案によりまして、たばこ専売法改正問題について懇談会を設けることを申し合せたことは、御承知の通りであります。その後、数次にわたりまして懇談会が開かれ、協議も相当進んでおるようでありますので、この際、中間報告の意味で、その経過について御説明を願つておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(豊田雅孝君) 御異議はないと認めます。杉山委員に御説明を願います。○杉山委員(杉山昌作君) ただいま委員長のお話でありまして、懇談会の模様を御報告申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 御異議はないと認めます。杉山委員に御説明を願います。○杉山委員(杉山昌作君) ただいま委員長のお話でありまして、懇談会の模様を御報告申し上げます。

委員長から、西川君、木内君、田中君、江田君、平林君、天坊君、それに私の七名が指名されて、七月十六日以来今日まで、四回の会合を重ねて協議をいたして参りました。時には大蔵省及び専売公社の担当の人にも出てもらい、また、われわれだけのこともあったのであります。その結果、大体今日までのところで委員の意見の一致いたしましたものは、次のような諸点でございます。

第一点は、葉タバコの収納価格の決定に關しまして、葉タバコの収納価格は、生産費、物価、その他の経済事情を参酌し、葉タバコの再生産を確保することを旨として定めなければならないというところが第一点。

第二点は、専売公社に葉タバコ審議会を設けまして、葉タバコの収納価格及びタバコの耕作計画を定めようとするときは、あらかじめこの審議会の議を経なければならないこと。同時に、この審議会の委員の総数及び割当につきましては、半数程度を耕作者の利益を代表する者とすることを含みとして、さらに検討の上で決定をすること。

第三点は、葉タバコ耕作の許可に關しまする専売公社の処分に対して、申請者が不当と認められた場合には、一定の期間内に専売公社に対して異議の申し立てをすることができるようになること。第四点は、たばこ耕作組合の問題につきましては、衆議院における、たばこ耕作組合法案の審議の経過を見ることとして、さしあたり、たばこ専売法の改正についてのみ意見を取りまとめようようにすること。

第五点は、その他、収納代金の前払の問題、標本の決定及び鑑定の方法、再鑑定の場合の仮払いの問題、災害補償等の問題につきましては、さらに検討をすること。以上の五点が今日までに、われわれの意見の一致しているところでございます。以上、簡単でありますが一応の御報告を申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記をつけて。ただいま聴取いたしましたことについての取扱いにつきましては、追つて御相談の上、決定をいたしたいと存じます。次回は、七日午後一時より開会いたします。本日は、これにて散会いたします。午後一時五十七分散会

十一月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、租税特別措置法等の一部を改正する法律案
- 一、設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律案
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律案

- (租税特別措置法の一部改正)
- 第一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第二十一条の次に次の一条を加える。
- (輸出所得の割増控除)
- 第二十一条の二 青色申告書を提出する個人の昭和三十三年八月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの期間(以下第二十三条までにおいて「指定期間」という)内の日の属する各年の当該期間内における前条第一項各号に掲げる取引(以下第二十三条までにおいて「輸出取引」という)による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該個人のその年中の輸出取引については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額は、その年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 その年の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額をこえる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の四・五(前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一・五とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の七・五とする)に相当する金額とこのこえる部分の金額に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額とのいずれか少ない金額

二 その年中の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額に相当する部分の金額

額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三(前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の五とする。)に相当する金額と前条第一項に規定する当該取引に係る当該年度の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額から前号に規定するそのこゝの部分を金額に係る当該年度の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少ない金額

2 前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年につき、それぞれその前年中の輸出取引(次条の規定により総収入金額に算入する金額があるときは、当該金額に係る輸出取引を除く。)による収入金額(前条第二項各号に規定する取引については、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額)の合計額を当該個人が当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除してこれに十二を乗じて計算した金額の二分の一に相当する金額をいう。

3 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 指定期間内の日の属するその年の前年において輸出取引がない個人の基準輸出金額その他第一項に規定する基準輸出金額に關し必要な事項は、第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

5 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第二十二條「前条第一項の規定により同項第三号を」第二十一條第一項又は前条第一項の規定により第二十一條第一項第三号に改める。

第二十三條の見出しを「輸出取引となつた場合の特別控除及び割増控除」に改め、同条第三項中「確定申告書等又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項前段の場合において、同項に規定する個人のその年の指定期間内の輸出取引による収入金額のうち第二十一條の二第一項第一号に規定する基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加することとなるときは、前項前段中「同項」とあるのは、「第二十一條の二第一項」として、同項の規定を適用する。

第五十五條の次に次の一條を加える。

(輸出所得の割増控除)
第五十五條の二 青色申告書を提出する法人の昭和三十三年八月

一日から昭和三十四年十二月三十一日までの期間(以下第五十七條までにおいて「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度の当該期間内における前条第一項各号に掲げる取引(以下第五十七條までにおいて「輸出取引」という。)による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該法人の当該事業年度の輸出取引については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額をこえる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の四・五(前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一・五とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の七・五とする。)に相当する金額とそのこえる部分の金額に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額とのいずれか少ない金額

二 当該事業年度の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百

分の三(前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の五とする。)に相当する金額と前条第一項に規定する当該取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額から前号に規定するそのこゝの部分を金額に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少ない金額

2 前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する法人の指定期間内の日を含む各事業年度につき、それぞれその開始の日前一年以内に開始した各事業年度の輸出取引(次条の規定により益金に算入する金額があるときは、当該金額に係る輸出取引を除く。)による収入金額(前条第三項各号に規定する取引については、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額)の合計額を当該一年以内に開始した各事業年度の月数の合計で除してこれに十二を乗じて計算した金額の二分の一に相当する金額をいう。

3 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 指定期間内の日を含む当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度がない法人又は当該一年以内に開始した事業年度の当該期間内において輸出取引がない法人の基準輸出金額その他第一項に規定する基準輸出金額に關し必要な事項は、第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

5 前条第三項から第六項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十六條中「前条第一項の規定により同項第三号を」第五十五條第一項又は前条第一項の規定により第五十五條第一項第三号に改め、同条の次に次の一條を加える。

(基準輸出金額が減少した場合の更正の請求)
第五十六條の二 前条の規定の適用を受けた法人の第五十五條の二第一項に規定する基準輸出金額がその適用を受けたことにより減少したため、当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額のうち同項第一号に規定する基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加することとなる場合において、当該事業年度の法人税に關する法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書の提出期限が経過しているときは、当該法人は、当該事業年度の確定申告書等に記載された課税標準又は法人税額の更正の請求をすることができる。

2 前項の規定による更正の請求書は、法人税法の適用については、同法第二十四条の規定による修正申告書とみなす。

3 第五十五条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「確定申告書等」とあるのは、「第五十六条の二第一項の規定による請求書」と読み替えるものとする。

第五十七条の見出しを「輸出取引となつた場合の特別控除及び割増控除」に改め、同条第三項中「及び第六項及び」確定申告書等又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「について、これらの額」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 前項前段の場合において、同項に規定する法人の当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額のうち第五十五条の二第一項第一号に規定する基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加することとなるときは、前項前段中「同項」とあるのは、「第五十五条の二第一項」として、同項の規定を適用する。

(国民貯蓄組合法の一部改正)
第二条 国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和三十三年十二月一日から施行する。

2 青色申告書を提出する法人で、昭和三十三年八月一日からこの法律の施行の日までの間に終了した事業年度分の法人税について改正後の租税特別措置法第五十五条の二第一項の規定の適用を受けようとするものは、この法律の施行の日から起算して二月以内に、当該事業年度分の法人税に係る確定申告書等に記載された課税標準又は法人税額の更正の請求をすることができる。

3 改正後の租税特別措置法第五十五条第五項及び第五十六条の二第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同法第五十五条第五項中「確定申告書等」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)附則第二項の規定による請求書」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案
設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律
設備等輸出為替損失補償法(昭和二十七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第三条第三項中「二百億円」を「四百五十億円」に改める。

昭和三十一年十一月七日印刷

昭和三十一年十一月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局